

令和3年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

12番 中島敦夫

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 増田恒治 11番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第7号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明につい
て

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、12番、中島敦夫委員、中村義男推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、増田恒治委員、11番、宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号2番は、2番、平塚尚吾委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者、受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応します。

それでは、1番を議題といたします。

本件の担当は、私、4番、久保田勝が依頼されておりましたので、説明は私に代わり、事務局に代読させます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、事務局より議案第1号の1番の案件について、担当4番、久保田勝委員に代わりましてご説明申し上げます。

初めに、議案書を読み上げます。読み上げは、一部省略いたします。

1番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、396平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、59アール。

それでは、久保田委員がまとめられた調査事項のメモを代読いたします。11月20日に堀井推進委員と現地確認と、〇〇さんから耕作状況を伺ってきました。〇〇〇〇さん、〇〇歳は、〇〇〇の〇〇さん、〇〇歳とお茶、54アールの野菜を栽培しております。

申請地は、〇〇さんの〇が相続で取得した土地で、譲渡人が〇〇〇在住と遠方のため、現在も〇〇さん夫妻が野菜畑として管理しております。取得後も野菜畑として利用するとのことでした。所有する農機具は、耕運機1台、茶刈り機3台、軽トラックを所有していて、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

ただいまの説明のとおりで問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は63アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在、野菜畑ではありますが、許可後も野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号1番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

当事者、〇〇〇。2筆、合計0.5528平米。申請理由、申請人は、平成31年1月に農地法の許可を得て営農型太陽光発電施設を設置したが、3年の一時転用期限を迎えることから、今後も同施設を利用した営農を行うために、再度一時転用を申請する。摘要、営農型太陽光発電施設、太陽光パネル396枚、1,569.96平米、一時転用。

11月18日木曜日、電話にて、〇〇〇さんよりお話をお聞きしました。場所は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇北側にあります。現地は、〇〇〇〇の山林に近く、東側道路付近に平坦な場所を有し、申請地西端より〇〇に向かい、下り勾配となっています。今回の申請は、7月に是正申請し、許可された後の更新申請です。

〇〇さんは、現在、営農型発電設備下で里芋を生産していますが、今後は他の作物も生産し、里芋は輪作栽培されるとのことでした。対象地以外の農地は、全て茶畑で、茶の生葉の生産をされています。申請の圃場は〇〇近くで、里芋の生産では井戸より、かん水ポンプでくみ上げ、噴霧散水のかん水を行っています。使用する農機具は、トラクター、掘り上げ機、乗用茶刈り機、動噴、裾払機等生産に必要な農機具は全てそろっております。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりで、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番については、申請人が設置済みの太陽光発電施設が一時転用の期限を迎えることから、一時転用の更新をするための申請でございます。お手元のほうにパネルの配置図がA3判のものがございますので、併せて御覧いただければと思います。

議案書に記載してございます、転用面積0.5528平方メートルは、太陽光発電パネルの支柱杭121本分及び電柱2本分が占める面積でございます。摘要欄にございます1,569.96平方メートルは、支柱で囲まれた範囲の面積でございます。

続きまして、申請地の耕作状況は、現在は里芋が作付された畑でございます。更新後は、先ほど田嶋委員さんより説明がありました、栽培計画報告書のとおりでございます。

次に、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、建築物に該当しない

ということでございます。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、農地法第4条第6項第1号のただし書及び同法施行令第4条第1項第2号に規定してございます「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致しております。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、施設が設置済みで、新たな支出もないことから支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当 6 番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

担当 6 番、田嶋です。議案 3 号 1 番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇。1 筆、4 4 3 平米。申請理由、受人は、現在〇〇にて居住しているが、〇〇〇が同居することとなり手狭となるため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅 8 7. 7 0 平米、物置 1 3. 4 6 平米、車庫 2 2. 3 7 平米。

事業計画書が出ておりますので、読み上げます。私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇にて、〇と〇、〇〇〇〇の合計 3 人で暮らしています。〇は〇〇で暮らしておりましたが、今後、〇〇〇〇〇が同居することとなり、〇〇へ戻ってくる運びとなりました。〇〇は、春から〇〇〇となりましたので、自分の部屋も欲しがり、お互いのプライバシーも必要となります。私も来年の秋頃〇〇を考えており、これを機に〇〇を離れ独立したいと決意しました。平成 2 6 年 8 月 1 9 日に〇である〇〇〇〇が亡くなり、私と〇が申請地の相続を受けました。その土地を分筆し、〇とお互いのマイホームを建築したいと考えております。

申請地は、〇〇からも近く、通勤への影響はありません。生まれ育っている場所なので、土地柄もよく、落ち着いた環境です。日当たり、水はけ、風通しがよい場所なので、東側に樹木やハーブ、季節の花など寄せ植えをする花壇を造りたいと思っています。庭には物置を 2 つ設置したいと考えております。1 つは、農機具用の物置です。北側に隣接する所有地で家庭菜園をしたいと考えております。農機具、肥料、ネット、支柱など、必要な農機具を収納します。もう一つの物置は、生活用品、災害備蓄品を収納したいと考えております。来客用駐車スペースについては、知人の訪問や宅配を多く利用しているため、設置したいと考えております。屋根つきカーポートは、〇〇の予定があるため、自家用車 2 台分を確保したいと考えておりますが、車庫の出入りをするのに軌道を考慮し、スペースを設けております。

私が所有する土地は、市街化調整区域内にある申請地しかございません。生まれ育った宮寺で今後も暮らしていきたいと、このたび農地転用許可申請をいたします。何とぞご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 1 月 2 0 日土曜日に、推進委員の中村さんと現地を視察しました。申請地は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇西側で、〇〇〇〇に面しております。申請地の南側及び自己所有の畑を挟み北側に住宅があります。現在は栗と梅が植えてあり、きれいに管理されています。今回

の申請は、先月○さんが申請した場所の北側となります。隣接の農地は、北側に自己所有のものがあるだけです。北側及び道路沿いにコンクリートブロック3段積みを新設、西及び南は、先月申請の○さんが設置予定のコンクリートブロックに囲まれています。敷地内には4か所の浸透ますを設置しており、雨水の農地への浸入はないものと考えます。理由書にも、北側農地を管理する旨、倉庫に農機具等を保管するとの旨の記載があります。周辺農地への影響もないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員の説明のとおりでありますので、特に問題ないかと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。申請地は、農用地区域内であったため、令和3年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和3年10月5日付で農用地区域内から除外されております。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明を申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該

当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地であることから第1種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。そのほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第3号、2番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

当事者、借受人、〇〇〇〇。1筆。314平米。申請理由、受人は、現在〇〇の〇〇にて居住しているが、手狭であるため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅52.17平米。

理由書が届いておりますので、読み上げます。現在私は、〇〇である〇〇の家で間借りを

して生活しておりますが、何かと手狭で不便なため、自己用住宅を建築しようと考えました。建設地の候補地を〇〇〇〇と考えておりましたが、〇〇に相談したところ、今回の申請地である〇〇の〇〇〇に建設することについて快諾を得られました。今回の申請地であれば、今まで同様、日常生活や農作業の手伝いもでき、また〇〇に介護が必要となったときには、近くでサポートすることができます。

以上のような理由から、今回農地法第5条許可申請をいたしますので、ご許可のほど何とぞよろしくお願いいたします。

11月20日土曜日に、推進委員の中村さんと〇〇さん宅に伺い、お話を聞いてきました。申請地は、案内図のとおり、〇〇〇南側で道路の西側に当たります。道を挟んだ反対側は、前回申請の〇〇〇さんの〇〇〇があります。敷地内はブロック塀で囲まれており、3方に住宅があり、今回の申請の北側に農地があります。今回は9月に是正申請し、許可を受けた土地の申請で、敷地内の〇〇〇〇西側農地に自己用住宅を建てるものです。隣接する農地とはブロック塀で仕切られており、周辺農地への影響もありません。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりでありますので、特に問題がないかと思っておりますので、皆様、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に合致します。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、造成費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで、特に問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の3番については、〇〇〇〇〇を営む譲受人が駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。都市計画法に関しては、建築物を建築する計画ではないため、開発許可は必要ございません。お手元のほうに配置図のほう、図面がありますので、併せて御覧いただければと思います。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響はないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
はい。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ちょっと確認だけ、すみません。

車の出入りについては、案内図の〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ここからずっと入ってくる、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇につながるのですけれども、この道への出入りが主なのですよね。
車の。

○事務局

会社の場所は、この地図には記載してございませんが、この駐車場のすぐ南側のほうです。〇〇〇〇〇〇〇と書いてある、この辺りに会社がありますので、わざわざ向こうから、東側から入ってくるというのはちょっと考えられないかなというのがありまして、メインは恐らくこの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のほうから出入りをして、あと〇〇のほうの会社のほうから来るような形を想定しております。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

この周辺は工場が多いような。

○事務局

そうです、〇〇〇のほうは、市街化区域で、用途が工業系の用途地域になっておりますので、工場がこの辺は建ち並んでいるような区域となっております。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

この右下のほうにちっちゃい住宅みたいなもの、ここが住宅地になるのかな。

○事務局

そうです。これも〇〇〇のほうの住宅地でございます。

○議長

ほかにご覧いませんか。

（なし。の声）

○議長

ないようなので、質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、承継者、当初事業計画者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、当事者、承継者、〇〇〇〇〇。当初事業計画者、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、272平方メートル。申請理由、当初事業計画者は、以前、自己用住宅を建築するための農地転用許可を得たが、付近で自然災害が発生し、建築予定の住宅にも対策が必要となり、当初計画どおりの建築が困難になったことから、承継者が計画する自己用住宅の建築を目的とした転用計画へ変更すべく申請する。摘要、自己用住宅71.19平方メートル。

承継者から提出された理由書を一部抜粋して読み上げさせていただきます。現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に住んでおりますが、今の住まいの傷みや今後の家賃支払いを考え、自己用住宅の建築を計画しました。選定に当たり、〇の〇〇にほど近い〇〇〇〇〇〇で探し、中古物件や街中、郊外も含め複数選定しましたが、なかなかまとまらなかった折に、今回の申請地を紹介されました。申請地は、閑静な土地柄であり、住宅環境もよく、快適な場所であったため、同地を選定しました。土地利用について、住宅以外は、夫婦2台、来客用1台の駐車場や庭を設ける形です。

以上により、私たちにはどうしても自己用住宅が必要であるため、ご許可をくださいます

ようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

11月20日に山畑推進委員と申請地の状況などを確認してきました。現地は、防草用シートが張っており、近隣には迷惑がかからないようです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員がご説明したとおりでございますので、特に支障はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。

当初事業計画者は、申請地へ自己用住宅を建築する目的で、令和元年8月16日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、当初計画どおりの住宅建築が困難となったことから、承継者が計画する転用計画へ変更申請するものでございます。

変更内容は、自己用住宅の目的は変わりませんが、建築者が当初事業計画者から承継者へと代わることが主な変更点でございます。本日の農業委員会での審議後、県の承認を得て計画変更をするものでございます。県の承認後は、今回の計画変更の当初事業計画者が譲渡人、承継者が譲受人として改めて農地法第5条による許可申請が出される予定でございます。

都市計画法においては、譲受人の〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断

されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道に上水道管、公共下水道管が埋設されております。また、〇〇〇〇〇から360メートル、〇〇〇〇〇から370メートルに位置していることから第3種農地には該当いたします。よって、代替性など問うことなく、周辺農地への悪影響がなく、一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、造成費、建築費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

本件の担当は、私、4番、久保田勝が依頼されていまして、説明は私に代わり事務局に代読させます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、事務局より議案第5号の1番の案件について、担当4番、久保田勝委員に代わりご説明申し上げます。初めに、議案書を読み上げます。読み上げは、一部省略いたします。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、5筆。合計面積、2,028平方メートル。

それでは、久保田委員がまとめられた調査事項のメモを代読いたします。11月20日に堀井推進委員と一緒に現地確認と〇〇〇〇さんから話を伺ってきました。〇〇と〇〇〇〇の畑は野菜畑として利用され、〇〇の畑は耕された状態で管理されておりました。〇〇さん、〇〇歳と〇さん〇〇歳とで耕作し、耕運機1台、軽トラックを所有され、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子地区の推進委員の堀井です。

ただいまの説明のとおりでございます。何ら問題ないかと思われま。よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、2番、平塚尚吾委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(2番 平塚尚吾委員退席)

○議長

本件の担当は、私、4番、久保田勝が依頼されておりましたので、説明は私に代わり事務局に代読させます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、事務局より議案第5号の2番の案件について、担当4番、久保田勝委員に代わりましてご説明申し上げます。初めに、議案書を読み上げます。読み上げは、一部省略いたします。

2番、相続人氏名、〇〇〇〇、持分2分の1。筆数、2筆。合計面積、2,294平方メートル。

それでは、久保田委員がまとめられた調査事項のメモを代読いたします。11月18日に、藤沢地区清水推進委員と別に現地確認と、〇〇の〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。その後、清水推進委員と電話にて問題がないことを確認しました。〇〇さんのお宅は、2町の畑を〇〇さんと〇〇の〇〇さん、〇〇歳と男性の方1名を雇用し、畑を耕作しているとのことで、申請地は茶畑で、きれいに管理されておりました。所有する農機具は、耕運機2台、乗用の摘採機、防除機、普通トラック、軽トラックを所有し、新たに納税猶予の適用を受けるに当たり、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま事務局の説明のとおり、何の問題もないと思われます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、農業経営を行うものと認められますので、相続税納
税猶予の適用を受けるための適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、2番、平塚尚吾委員の退席を解除いたします。

(2番 平塚尚吾委員復席)

○議長

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定に
ついてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、
借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第6号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつ
いては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、3,064平方メートル。利用権種類、使
用貸借権。

1番について、11月22日に野村推進委員と一緒に耕作状態などを確認し、〇〇さん
から電話で話を伺ってきました。〇〇さんは、現在、耕作面積、自作地173アール、借
入地87アール、合計260アールを耕作する認定農業者です。農業機械も、耕運機11
台、トラクター5台、軽トラック3台などの必要なものを一式保有しております。申請地
は、案内図のとおり、〇〇〇の〇〇〇〇〇の東側にある農地で、野菜が作付されており、

利用権更新後も引き続き野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法務委員の説明があったとおりで、何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第6号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

法務委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は262アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第6号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、999平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

11月21日に豊泉推進委員と耕作状況などを確認してまいりました。申請地は、〇〇〇〇の北側、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の北西150メートルの場所でございます。〇〇さんは、7年前に脱サラされ、新規に農業に取り組んでいる〇〇歳です。現在、野菜を中心に営農をされています。主な作物は、里芋、ジャガイモ、ニンジン等となります。所有の農機具は、トラクター2台、耕運機3台、普通トラック1台、軽トラック1台等であります。今回の圃場も秋にトラクターがかけられ、きれいな状態でございます。使用貸借権につきましては、問題のない状態だと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(豊泉 隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

今、中島委員より説明があったとおり、問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第6号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は64アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は999平方メートルで、合計74アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められるので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第6号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、2,337平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3番について、11月21日に太間推進委員と耕作状況などを確認し、電話で話を伺ってきました。〇〇さんは、現在、耕作面積が、自作地88アール、借入地436アール、

合計524アールの〇〇〇の野菜農家です。耕作作物は、葉物を中心として多種にわたります。販売先は、学校給食、大手スーパー、JA直売所などでございます。耕作圃場は、〇〇〇〇〇を中心に、入間市の〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇地区を中心としております。農業機械も、耕運機4台、トラクター1台、軽トラック4台など必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の交差点の入間市の〇〇〇〇〇〇の南東にある3筆の農地です。きれいに耕うんされた普通畑です。利用権設定後は野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第6号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は524アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は2,337平方メートルで、合計548アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満

たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

議案第7号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、申出人の氏名、筆数、面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

本件の担当は、私、4番、久保田勝が依頼されておりましたので、説明は私に代わり事務局に代読させます。

○事務局

それでは、事務局より議案第7号の1番の案件について、担当4番、久保田勝委員に代わりましてご説明申し上げます。初めに、議案書を読み上げます。読み上げは、一部省略いたします。

1番、申出人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、94平方メートル。

それでは、久保田委員がまとめられた調査事項のメモを代読いたします。11月20日に堀井推進委員と一緒に現地確認と〇〇〇〇さんから話を伺ってきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の少し東で、〇〇〇〇さんの〇〇の北側で、相続で取得するまでは〇〇〇〇さんの〇〇さん夫婦とその〇〇で管理していたとのことでした。現在も茶畑として管理された畑であり、特に問題はないのかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

ただいまの説明のとおり、何ら問題ないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地法に関わる買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については8件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については7件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時24分